

バーゼル法の概要

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| <p>第1条 目的</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ バーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、人の健康の保護及び生活環境の保全に資する | |
| <p>第2条 特定有害廃棄物等の定義等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 条約附属書IVの処分作業目的に輸出入される物で、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・条約附属書IIに掲げる物で、かつ条約附属書IIIに掲げる有害性を有するもの（具体の規制対象物は、条約付属書VIII・IXを踏まえ制定された告示において、有害物質の含有量等が示され、これに基づき個別判断。同告示の制定は法の規定によらない。） ・条約附属書IIIに掲げる物 ・条約第三条の規定により条約事務局から通報された他の締約国への輸入が規制されたもので、有害廃棄物等で環境省令で定めるもの 等 ◆ 条約第11条の多数国間等協定（※OECD理事会決定が該当）に基づく規制対象物 | |
| <p>第4条 第8条 輸出入の承認</p> | <p>【輸出】(第4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要。 ◆ 環境大臣は、特に必要がある地域向けの輸出について、環境上支障がない旨の確認を行い、経済産業大臣に通知する。 | <p>【輸入】(第8条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要。 ◆ 環境大臣は、必要がある場合には、経済産業大臣に意見を述べる。 |
| <p>第5～7、9～12条 移動書類</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 輸出入に当たり、移動書類を携帯して運搬することを義務づけ。 ◆ 輸入の場合、処分の完了について、その旨を輸出者及び相手国に通知 | |
| <p>第14条 措置命令</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 経済産業大臣または環境大臣が「人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために特に必要があると認めるとき」は、輸出入者等に対し、特定有害廃棄物等の回収（輸出の場合）又は適正な処分のための措置をとるべきことを命令できる。 | |
| <p>第15条 報告徴収 第16条 立入検査</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定有害廃棄物等を輸出、輸入、排出、運搬、処分した者等に報告の徴収ができる。 ◆ 上記の者等の事業所等に立ち入り、検査することができる。 | |
| <p>第21～24条 罰則</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 措置命令に違反した場合（不法輸出の既遂事案等） ◆ 移動書類関係の各種義務違反 等 | |

バーゼル法 輸出入承認基準

外為法に基づく輸入の承認基準

◆ OECDからの輸入

- 輸出国からの事前通告を受領していること
- 申請者、処分者等の間の環境保全上適正な運搬・処分に係る契約等が存在すること。不可抗力の場合の費用負担に係る内容が含まれること
- 必要な国内諸法令の許可を受けていること

◆ 非OECDからの輸入

- 輸出国からの事前通告を受領していること
- 輸出者と処分者の間の環境保全上適正な運搬・処分に係る書面による契約等が存在すること

【承認の条件】

- 「輸入移動書類」を携帯し、それに記載された内容にしたがって運搬・処分しなければならない。

外為法に基づく輸出の承認基準

◆ OECD向け輸出

- 輸入国等から書面による同意を得ていること
- 輸出者、処分者等の間の有効な契約等が存在すること。不可抗力の場合の費用負担に係る内容が含まれること

◆ 非OECD向け輸出

- 輸入国等から書面による同意を得ていること
- 輸出貨物が国内処理困難又は輸出先で再生利用等の原材料として必要とされていること
- 輸出者と処分者の間の環境保全上適正な運搬・処分に係る契約等が存在すること
- 輸出貨物が国内水準を下回らない方法で運搬・処分されること
- 輸出者、運搬者及び処分者が不可抗力の場合の経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 法第4条の環境大臣の確認を受けていること

【承認の条件】

- 「輸出移動書類」を携帯し、それに記載された内容にしたがって運搬しなければならない。